

香川県条例第36号

職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定法人)</p> <p>第10条 法第10条第1項の条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、<u>次に掲げる株式会社で人事委員会規則</u>で定めるものとする。</p> <p>(1) <u>県が資本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している株式会社</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、県が資本金その他これに準ずるものを出資している株式会社</u>のうち、高松空港の運営を行うもの</p>	<p>(特定法人)</p> <p>第10条 法第10条第1項の条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、<u>県が資本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している株式会社で、人事委員会規則</u>で定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。